

四日市市組織機構の改編に伴う整備規則をここに公布する。

令和6年3月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第48号

四日市市組織機構の改編に伴う整備規則

(四日市市災害対策本部に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 四日市市災害対策本部に関する条例施行規則(平成20年四日市市規則第62号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(災害関係主管課長会議) 第8条 (略) 2 災害関係主管課長会議は、各部(緊急部を除く。)の主管課長 <u>その他危機管理統括部長</u> が必要と認める者をもって構成する。 3 (略)	(災害関係主管課長会議) 第8条 (略) 2 災害関係主管課長会議は、各部(緊急部を除く。)の主管課長 <u>で</u> 構成する。 3 (略)

改正後				
別表第1 (第5条及び第6項関係)				
部名	部長	班名	班長	所掌事務
(略)				
総務部	総務部長	総務班 人事班 記録班 協力班 協力班 協力班 協力班 調達契約班	総務課長 人事課長 <u>デジタル戦略課長</u> 職員研修所長 工事検査課長 人権・同和政策課長 人権センター所長 調達契約課長	(略)
(略)				

--

改正前				
別表第1（第5条及び第6項関係）				
部名	部長	班名	班長	所掌事務
(略)				
総務部	総務部長	総務班	総務課長	(略)
		人事班	人事課長	
		記録班	<u>I C T 戦略課長</u>	
		協力班	職員研修所長	
		協力班	工事検査課長	
		協力班	人権・同和政策課長	
		協力班	人権センター所長	
		調達契約班	調達契約課長	
(略)				

（四日市市電子計算機処理に係るデータ保護管理規則の一部改正）

第2条 四日市市電子計算機処理に係るデータ保護管理規則（平成12年四日市市条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（<u>デジタル戦略課</u>の職務）</p> <p>第4条 電子計算機処理に係るデータの保護に関し、総務部<u>デジタル戦略課長</u>は、保護管理者を補佐し、保護管理者に事故があるときは、その職務を代理する。</p>	<p style="text-align: center;">（<u>I C T 戦略課長</u>の職務）</p> <p>第4条 電子計算機処理に係るデータの保護に関し、総務部<u>I C T 戦略課長</u>は、保護管理者を補佐し、保護管理者に事故があるときは、その職務を代理する。</p>

第3号様式を次のように改める。

第5号様式を次のように改める。

(四日市市公印規則の一部改正)

第3条 四日市市公印規則(昭和34年四日市市規則第8号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(公印の電子計算機処理による印刷) 第16条の2 (略) 2 電子印を使用しようとするときは、あらかじめ総務課長及び総務部 <u>デジタル戦略課長</u> (以下この条において「 <u>デジタル戦略課長</u> 」という。)の承認を受けるものとする。 3及び4 (略) 5 <u>デジタル戦略課長</u> 及び電子印を使用する主務課長は、電子印について不正使用のないよう努めるものとする。	(公印の電子計算機処理による印刷) 第16条の2 (略) 2 電子印を使用しようとするときは、あらかじめ総務課長及び総務部 <u>I C T戦略課長</u> (以下この条において「 <u>I C T戦略課長</u> 」という。)の承認を受けるものとする。 3及び4 (略) 5 <u>I C T戦略課長</u> 及び電子印を使用する主務課長は、電子印について不正使用のないよう努めるものとする。

(四日市市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正)

第4条 四日市市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成17年四日市市規則第36号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(上下水道事業管理者への委任) 第5条 上下水道事業管理者に委任する事務は、次に掲げるとおりとする (1)から(3)まで (略) (4) (略) (5) <u>水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業並びに第1号から前号までに掲げる事務の収入に係る地方自治法第231条の2の3第1</u>	(上下水道事業管理者への委任) 第5条 上下水道事業管理者に委任する事務は、次に掲げるとおりとする (1)から(3)まで (略) (4) <u>農業集落排水事業に関すること。</u> (5) (略) (6) <u>水道事業及び下水道事業並びに第1号から前号までに掲げる事務の収入に係る地方自治法第231条の2第6項の規定に基づく指定</u>

項の規定に基づく指定納付受託者の指定に関する事務

(6) 水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業並びに第1号から前号までに掲げる事務の収入に係る地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第1項の規定に基づく指定公金事務取扱者の指定に関する事務

(7) (略)

(病院事業管理者への委任)

第6条 病院事業管理者に委任する事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 病院事業の収入に係る地方自治法第231条の2の3第1項の規定に基づく指定納付受託者の指定に関する事務

(2) 病院事業の収入に係る地方公営企業法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第1項の規定に基づく指定公金事務取扱者の指定に関する事務

(3) (略)

(上下水道事業管理者及び上下水道局職員への補助執行事務)

第13条 (略)

2 前項の規定により補助執行させる事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) (略)

代理納付者の指定に関する事務

(7) (略)

(病院事業管理者への委任)

第6条 病院事業管理者に委任する事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 病院事業の収入に係る地方自治法第231条の2第6項の規定に基づく指定代理納付者の指定に関する事務

(2) (略)

(上下水道事業管理者及び上下水道局職員への補助執行事務)

第13条 (略)

2 前項の規定により補助執行させる事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) (略)

(2) 水道事業、 <u>下水道事業及び農業集落排水事業</u> に係る過料の処分に関すること。	(2) 水道事業及び下水道事業に係る過料の処分に関すること。
(3) (略)	(3) (略)

(四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第5条 四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和62年四日市市規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	
別表第1（第3条関係）	
等級別基準職務表（行政職給料表及び医療職給料表）	
職務の級	基準となる職務
(略)	
7級	(1) 市長の事務部局の課長、東京事務所長、職員研修所長、人権センター所長、地区市民センター館長、あさけプラザ館長、食品衛生検査所長、あけぼの学園長及び四日市公害と環境未来館副館長の職務 (2)から(5)まで (略)
6級	(1) 市長の事務部局の課（室・所・場）長補佐、グループリーダー、地域防災調整監、危機管理企画監、 <u>大学構想推進室長</u> 、中核市推進室長、ふるさと納税推進室長、働き方改革推進室長、 <u>行政DX推進室長</u> 、人権プラザ館長、市民・消費生活相談室長、多文化共生推進室長、男女共同参画センター所長及び副所長、市民窓口サービスセンター所長、マイナンバーカードサービスセンター所長、福祉監査室長、 <u>生活支援給付金室長</u> 、三重北勢健康増進センター館長、保険料収納室長、青少年育成室長、こども子育て交流プラザ館長、こども施設再編推進室長、幼児教育センター所長、保育園長、こども園長、地場産業振興センター所長、食肉センター場長、食肉地方卸売市場長、農業センター所長、廃棄物対策室長、清掃事業所長、北大谷斎場長並びに公共交通推進室長の職務 (2)から(7)まで (略)

(略)

改正前

別表第1 (第3条関係)

等級別基準職務表 (行政職給料表及び医療職給料表)

職務の級	基準となる職務
(略)	
7級	(1) 市長の事務部局の課長、東京事務所長、職員研修所長、人権センター所長、地区市民センター館長、あさけプラザ館長、 <u>新型コロナワクチン対策室長</u> 、食品衛生検査所長、あけぼの学園長、 <u>四日市公害と環境未来館長及び副館長並びに会計管理課長</u> の職務 (2)から(5)まで (略)
6級	(1) 市長の事務部局の課(室・所・場)長補佐、グループリーダー、地域防災調整監、危機管理企画監、中核市推進室長、ふるさと納税推進室長、働き方改革推進室長、人権プラザ館長、 <u>総合会館長</u> 、市民・消費生活相談室長、多文化共生推進室長、男女共同参画センター所長及び副所長、市民窓口サービスセンター所長、マイナンバーカードサービスセンター所長、福祉監査室長、三重北勢健康増進センター館長、保険料収納室長、青少年育成室長、こども子育て交流プラザ館長、こども施設再編推進室長、幼児教育センター所長、保育園長、こども園長、 <u>ハーフマラソン準備室長</u> 、地場産業振興センター所長、食肉センター場長、食肉地方卸売市場長、農業センター所長、廃棄物対策室長、清掃事業所長、北大谷斎場長並びに公共交通推進室長の職務 (2)から(7)まで (略)
(略)	

(四日市市市民・消費生活相談室に関する規則の一部改正)

第6条 四日市市市民・消費生活相談室に関する規則 (平成17年四日市市規則第21号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(所管)</p> <p>第2条 室は市民生活部<u>市民協働安全課</u>の所管とする。</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消費者啓発に関すること。</p> <p>(3)から(5)まで (略)</p>	<p>(所管)</p> <p>第2条 室は市民生活部<u>市民生活課</u>の所管とする。</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消費者啓発<u>及び消費者団体の支援</u>に関すること。</p> <p>(3)から(5)まで (略)</p>

(四日市市保険料収納室に関する規則の一部改正)

第7条 四日市市保険料収納室に関する規則（平成22年四日市市規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) <u>保険料収納業務委託</u>に関すること。</p> <p>(7) (略)</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) <u>保険料納付指導員</u>に関すること。</p> <p>(7) (略)</p>

(四日市市新型コロナワクチン対策室に関する規則の廃止)

第8条 四日市市新型コロナワクチン対策室に関する規則（令和2年四日市市規則第36号）は、廃止する。

(四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部改正)

第9条 四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則（平成20年四日市市告示第32号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（食品衛生法に関する事務）</p> <p>第7条 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下この条において「法」という。）に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(15)まで （略）</p> <p>(16) <u>法第70条第3項</u>の規定による食品衛生監視指導計画の公表及び住民の意見の聴取に関すること。</p> <p>(17) （略）</p>	<p style="text-align: center;">（食品衛生法に関する事務）</p> <p>第7条 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下この条において「法」という。）に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(15)まで （略）</p> <p>(16) <u>法第70条第2項</u>の規定による食品衛生監視指導計画の公表及び住民の意見の聴取に関すること。</p> <p>(17) （略）</p>

（四日市市ハーフマラソン準備室に関する規則の廃止）

第10条 四日市市ハーフマラソン準備室に関する規則（令和4年四日市市規則第17号）は、廃止する。

（四日市市消防本部の組織に関する規則の一部改正）

第11条 四日市市消防本部の組織に関する規則（昭和59年四日市市規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																
別表（第8条関係）	別表（第8条関係）																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">組織</th> <th style="width: 80%;">事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">予 防 保 安 課</td> <td style="text-align: center;">安 全 指 導 係</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>(1) <u>危険物施設の査察</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>危険物施設の違反処理</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>危険物施設の火災等</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	組織	事務分掌	（略）		予 防 保 安 課	安 全 指 導 係	<p>(1) <u>危険物施設の査察</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>危険物施設の違反処理</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>危険物施設の火災等</u></p>		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">組織</th> <th style="width: 80%;">事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">予 防 保 安 課</td> <td style="text-align: center;">安 全 指 導 係</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>(1) <u>火災予防運動等</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>火災予防査察</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>違反処理</u>に関するこ</p> </td> </tr> </tbody> </table>	組織	事務分掌	（略）		予 防 保 安 課	安 全 指 導 係	<p>(1) <u>火災予防運動等</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>火災予防査察</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>違反処理</u>に関するこ</p>	
組織	事務分掌																
（略）																	
予 防 保 安 課	安 全 指 導 係																
<p>(1) <u>危険物施設の査察</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>危険物施設の違反処理</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>危険物施設の火災等</u></p>																	
組織	事務分掌																
（略）																	
予 防 保 安 課	安 全 指 導 係																
<p>(1) <u>火災予防運動等</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>火災予防査察</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>違反処理</u>に関するこ</p>																	

	<p>の調査に関すること。</p> <p>(4)から(6)まで (略)</p> <p>(7) <u>その他安全指導</u>に関すること。</p> <p>(8) <u>課の庶務</u>に関すること。</p>		<p>と。</p> <p>(4)から(6)まで (略)</p> <p>(7) <u>危険物施設の火災及び事故発生の届出</u>に関すること。</p> <p>(8) <u>その他安全指導</u>に関すること。</p>
予防係	<p>(1) <u>火災予防広報</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>火災予防査察</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>防火対象物の違反処理</u>に関すること。</p> <p>(4) <u>建築物等の消防同意事務</u>に関すること。</p> <p>(5) <u>消防用設備の指導及び検査</u>に関すること。</p> <p>(6) <u>防火・防災管理者</u>に関すること。</p> <p>(7) <u>液化石油ガス等</u>に関すること。</p> <p>(8) <u>防火協会及び関係団体</u>に関すること。</p> <p>(9) <u>その他火災予防</u>に関すること。</p>	予防係	<p>(1) <u>建築物等の消防同意事務</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>消防用設備の指導及び検査</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>防火・防災管理者</u>に関すること。</p> <p>(4) <u>液化石油ガス</u>に関すること。</p> <p>(5) <u>ガス用品及び液化石油ガス器具等</u>に関すること。</p> <p>(6) <u>防火協会及び関係団体</u>に関すること。</p> <p>(7) <u>その他火災予防</u>に関すること。</p> <p>(8) <u>課の庶務</u>に関すること。</p>
	(略)		(略)
	(略)		(略)

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(総務部総務課)